

平成29年度重点事業（案）

障害のある子どもの療育支援体制の充実

ポイント：障害のある子どもの在宅支援の推進

【継続事業】

○障害児等療育支援事業

障害児（者）施設等の有する機能を活用し、在宅障害児等に早期診断、適切な治療や訓練を実施し、また、在宅障害児等やその家族に対して適切な相談支援を実施することにより、障害の軽減や基本的な生活能力の向上、地域生活における療育・相談支援体制の充実を図る。

○療育支援コーディネーターの配置（地域生活支援事業補助金を活用）

在宅の障害のある子どもに対して各々の特性に応じた療育支援を提供できるよう、医療・保健・福祉・教育関連機関の連携を調整する療育支援コーディネーターを地域生活支援事業を活用して市町村に配置するよう促す。

また、情報交換等のため、関係市町村等も含めた療育支援コーディネーターの連絡協議会を開催する。

○発達障害者支援体制整備事業

発達障害児等の親が安心して子育てできるよう、発達障害児の子育て経験を生かして相談・助言を行うペアレントメンターによるグループ相談会の開催やペアレントメンターコーディネーターの配置を行う。

○小児等在宅医療連携拠点事業

在宅医療を必要とする小児等が、在宅において必要な医療・福祉サービス等が提供され、地域で安心して療養できるよう、福祉や教育などとも連携し、訪問看護師等への研修等を実施し、地域で在宅療養を支える体制を構築する。

○障害児施設措置費・障害児施設給付費負担金

児童福祉法に基づき、知事が施設に障害児を入所措置した場合及び知事が入所決定した保護者が障害児入所支援を受けた場合に児童の処遇、施設の運営に要する経費及び入所支援に要した費用について支弁する。

○重度障害児等通所事業所特別支援事業

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している重症心身障害児（者）について、看護師の配置が指定基準上義務付けられていない事業所が看護師を配置して医療的ケアを行っている重度障害児等通所支援事業所に対して加算を行う。